

ID: 20-2

担当部署: 税務課

処分の概要	手数料の徴収
例規名 根拠条項	村田町手数料徴収条例 第1条
例規番号	平成12年条例第8号
<p>【基準】</p> <p>第1条及び第2条の規定による。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条、地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の2及び同法第382条の3の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき 450円</p> <p>(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき 350円</p> <p>(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは同法第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき 750円</p> <p>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件につき 450円</p> <p>(5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付 1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)</p> <p>(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務 書類1件につき 350円</p> <p>(7) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料 1頭につき 3,000円</p> <p>(8) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料 1頭につき 550円</p> <p>(9) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料 1頭につき 1,600円</p> <p>(10) 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料</p>	

<p>1頭につき 340円</p> <p>(11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料 1件につき 2,200円</p> <p>(12) 資産証明書交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(13) 資産証明手数料及び評価証明書交付手数料(1筆ごとの証明) 3件まで 300円 ただし、土地は1筆、建物は1棟をもって1件とし、1件増すごとに100円を加算する。</p> <p>(14) 公課証明手数料 1件につき 300円</p> <p>(15) 資産証明手数料(車庫証明用) 1件につき 300円</p> <p>(16) 納税証明手数料(新築住宅の所有権保存登記に使用する証明) 1件につき 1,300円</p> <p>(17) 固定資産課税台帳等の閲覧手数料 1件につき 300円</p> <p>(18) 土地台帳・地図の閲覧手数料(土地台帳及び地図は字ごとで1件とする) 1件につき 300円</p> <p>(19) 営業に関する証明手数料 1件につき 300円</p> <p>(20) 前各号に掲げるもののほか町税に関する証明手数料 1件につき 300円</p> <p>(21) 身分に関する証明手数料 1件につき 300円</p> <p>(22) 印鑑登録証交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(23) 印鑑登録証明書交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(24) 住民票の写しの交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(25) 住民票世帯全員の写しの交付手数料 1枚につき 300円 (ただし、1枚増すごとに100円を加算する。)</p> <p>(26) 戸籍の附票、除かれた住民票、除かれた戸籍の附票の写しの交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(27) 住民票記載事項証明手数料 1件につき 300円</p> <p>(28) 住民基本台帳の閲覧手数料 1件につき 300円</p> <p>(29) 公簿書類謄本、抄本の交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(30) 役場保存の書類及び各種証明書交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(31) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定により納付しなければならない手数料 別表に定める額</p> <p>(32) 行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料 別表に定める額</p> <p>(33) その他の証明手数料 1件につき 300円</p> <p>2 数件を1件として申請するときは、その種類の異なるごとに各別の手数料を徴収する。</p>
--

備考	<p>【共通担当部署】 総務課 税務課 町民生活課</p>		
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	令和5年4月1日